



豊能総政第151号
令和6年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
同 北大阪地域協議会
議長 重長 寿典 様
同 豊能地区協議会
議長 川邊 聖司 様

豊能町長 上 浦 登



2024(令和6)年度政策・制度予算に対する要請について

令和6年1月16日付け標記要請につきまして、下記のとおり回答いたします。

【(★) 重点項目】

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

(回答)

府による「地域労働ネットワーク」の活動活性化を注視しつつ、大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図るとともに、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

<継続>

② 障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。

(回答)

障害者を雇用する職種が少ない状況ですが、法定雇用率の遵守に努めるとともに、関係

機関と連携し、障害者差別解消法等に基づく合理的配慮や相談体制の充実に努めてまいります。

また、中小企業に対する支援については、商工会と連携して取り組んでまいります。

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

<継続>

① 「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、豊能町庁内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、町民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

(回答)

男女共同参画社会の実現に向けて、第3次豊能町男女共同参画プランを令和6年3月に策定する予定です。プラン策定後は、町のホームページなどでの情報発信を行うとともに、本町が実施している施策についても検証を図り、一層の住民の理解促進に努めてまいります。

<継続>

② 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。

また、豊能町の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

(回答)

令和3年4月策定の第2次豊能町職員のすくすく生きいき子育て行動計画(豊能町特定事業主行動計画)に基づき、子どもたちの父親、母親という立場にある職員が仕事と子育ての両立を図ることができるような環境を整えること、また、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)と女性の職業生活における活躍を推進していきます。

また、誰もが育児休業を取得できる職場環境を整備するため、取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行うよう努めてまいります。

<新規>

③ 女性の人権尊重と被害への適切な対応 【市町村用に文言修正】

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われ

るよう各方面に働きかけること。また、DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

(回答)

本町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等とも連携し、各方面の方々に女性の人権尊重に対する理解がなされるよう啓発活動に取り組んでまいります。

また、被害を受けた方々への対応については、人権相談窓口などを活用していただくよう住民周知を図るとともに、職員研修についても実施していくよう努めてまいります。

<継続>

④多様な価値観を認め合う社会の構築を 【PS 条例未制定の市町村は下線追記】

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・町民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む町民の理解と普及促進を図ること。

加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい町内施設(多目的トイレ等)の整備に取り組むこと。

(回答)

多様な価値観を認め合うために、本町の各種団体で構成されている豊能町人権まちづくり協会等とも連携し、社会的理解が深まるよう啓発活動等に取り組んでまいります。

<継続>

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知すること。

(回答)

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知・徹底を図るとともに、商工会等、関係機関と連携して支援体制の充実・強化に努めてまいります。

<継続>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や

情報、ノウハウの提供を行うこと。

(回答)

関係機関等と連携し、支援に関する施策の情報提供に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

「中小企業振興基本条例」の制定促進について 【条例未制定の市町村は全文・条例制定済み市町村はまた以降のみ要請、その際は表題の修正が必要→例：中小企業振興基本条例による取り組みの実効性確保について】

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

* 条例制定済み市 18市（北大阪1市）：吹田市

(回答)

中小企業振興基本条例の制定促進については、町商工会と連携し、検討してまいります。

<継続>

(2) 公契約条例の制定について 【総合評価制度を未導入の市町村は、下線追記】

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。併せて、総合評価入札制度の導入に向けて取り組むこと。

* 総合評価入札制度導入済 27市町（北大阪6市）：

豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、茨木市、

(回答)

本町では総合評価入札制度及び公契約条例については、検査評定制の拡充や技術力評価等の専門的知識を有する職員の育成等の課題があり導入できていませんが、今後も住民福祉及び適正な労働条件の確保等に配慮しながら、公正な契約・入札制度改善に取り組んでまいります。

<新規>

(3) 産官学等の連携による人材の確保・育成 【市町村用に文言修正】

関西域では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

(回答)

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムについては、庁内でまだ情報共有できていない部

分があるため、まずは豊能町全体で情報共有し、産官学で取り組めることがあれば、積極的に取り組んでまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めること。加えて、「大阪府高齢者計画 2024 (仮称)」が策定される際には、前年度までの「同計画 2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めること。

(回答)

地域包括ケアシステムの実現には、介護サービスの利用者が必要なサービスを選択することができるよう、様々な在宅や施設サービスを計画的に整備していく必要があると考えています。

今後も引き続き、営利・非営利を問わない多様な事業主体をはじめ、地域に根ざした住民参加型組織など、サービス事業者の参入促進に努めてまいります。

<補強>

(2) 生活困窮者自立支援制度の改善について 【市町村用に文言修正】

コロナ禍を起因とした困窮や生活困難が依然として続く中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう大阪府に求めるとともに、同制度の拡充、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底すること。

(回答)

引き続き大阪府池田子ども家庭センターと連携し、生活困窮状態からの早期脱却に向けた、相談支援員による継続的支援を行います。

本町では、福祉相談支援室で事前相談に対応し、他法・他施策の窓口や関係機関と連携し、必要に応じて自立相談事業へつなげます。

また、大阪府池田子ども家庭センターが実施する「豊能町生活困窮者自立支援調整会議」に参画し、生活困窮者の早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、関係機関とのネットワークを強化していきます。

<継続>

(3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府における各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率

は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、町民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。

また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。

さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広く周知すること。

(回答)

健康寿命の延伸をめざした健康づくり事業や、大阪府などの関係機関と連携した生活習慣病の予防や意識向上につながる取り組みを強化していきます。

また、健診の受診率向上と早期発見のため、健診機会の確保に努めるほか、事業者健診等他法令に基づくデータについても収集に努め、同時に、大阪版健康マイレージ事業との連携を検討し、関心を持ってもらえるよう広報や周知方法について、さまざまな機会を捉え充実に努めてまいります。

(4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

<継続>

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について 【市町村別に文言修正】

潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウイルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

(回答)

公立の総合病院は開設しておりませんが、国民健康保険診療所があり、そこで働く者の働きやすい環境づくりに努めてまいります。

<継続>

② 医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、効果的な施策を実施すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」の推進を大阪府に求めること。

(回答)

医師不足や医師の偏在は、医療サービスの水準を確保することが困難な状況になり、特に、産科・小児科医の不足は、地域で子どもを安心して産み育てる上で大きな課題となります。また、今後ニーズが高まる「訪問医療」が拡充できるよう、大阪府と連携し「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」の推進に取り組んでまいります。

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

① 介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策を拡大すること。さらには、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

加えて、前歴加算も含めた処遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発を強化すること。

(回答)

介護労働者の確保と定着、離職防止については、本町においても課題の一つととらえ、ホームヘルパーをはじめ高齢者保健福祉及び介護保険に関わるすべての職種・人材の資質向上に努めるほか、ボランティアやNPOなど多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援してまいります。

また、事業所に対する情報提供や介護職員処遇改善加算等の取得に関する支援に合わせ、職員の意欲の向上につながるキャリアアップの仕組みづくりや介護・福祉職に対するイメージアップを図るための取り組みについても、大阪府等と連携しながら進めてまいります。

介護事業者に係るハラスメントの実態や対処方法などについて、大阪府等が開催する研修会の情報等を積極的に介護事業者に周知するよう努めてまいります。

<継続>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底について【市町村用に文言修正】

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、直営の地域包括支援センターの機能を強化すること。

(回答)

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関であることから、その機能を十分に発揮することができるようセンターの体制強化に努めてまいります。

また、介護サービスを必要とする家族（ヤングケアラーも含む）に対する相談・支援体制を整備する観点から、センターでの相談機能体制の充実を図ってまいります。

(6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)

<継続>

①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

(回答)

現在、本町におきましては待機児童はおりませんが、年度途中で入所園を待っていただくこともあります。小規模保育事業等の地域型保育事業施設は、現在、町内にありません。施設の申請があった時点で基準等十分に協議してまいります。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて【処遇改善事業未実施の市町村は、下線追記】

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

*2022年度回答にて実施済みと明記：島本町

(回答)

労働条件と職場環境の改善については、人事担当部局や労働組合と協議しながら改善に努めてまいります。

さらに保育士の確保へ向け大阪府と連携して助成金の活用に努めてまいります。

また、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施については、検討課題と認識しております。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がオンラインによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保を行うこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども

も預かり施設への支援を行うこと。

(回答)

現段階では、町単独実施は、財政上極めて困難です。今後も可能な限りの努力をしてまいります。

<継続>

④子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、町として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域で「住む場所による差」がでないよう市町村に対しての実施支援を大阪府に求めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

(回答)

今後も庁内関係部署及び関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。

<継続>

⑤子どもの虐待防止対策について 【市町村別に文言修正】

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など

児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求めること。また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。

あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。

(回答)

例年、11月のオレンジリボンキャンペーン等を実施しており、今後も庁内関係部署及び関係機関等と連携しながら総合的に取り組んでまいります。

<継続>

⑥ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査（介護支援専門員、相談支援専門員等）」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われる

ことのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことから、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

(回答)

ヤングケアラーについては、家庭の事情など様々な要因から本来大人が担うべき役割を子どもたちが担わざるをえない状況により、教育の機会などを奪われることのないよう、本町においても子育て世代包括支援センターや教育委員会とも連携して早期発見に努め、相談体制の充実にも取り組んでまいります。

<継続>

(7) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらには SNS による相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や NPO などの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

(回答)

令和 2 年 4 月に開設した福祉の総合的な相談窓口である福祉相談支援室のさらなる周知を図り、悩みを抱えた時に相談できる窓口として相談活動を展開してまいります。

また、ゲートキーパー養成研修などを実施することにより、法律相談や行政相談、消費生活相談、経営相談、障害者雇用相談、人権相談、教育相談、介護相談等、各種相談に訪れる人の中から自殺リスクを抱えている人を早期に発見し適切な支援につなぐことができる体制づくりに努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<補強>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上について (★)

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (SC)、スクールソ

ーシャルワーカー（SSW）の配置拡充を行うこと。また、SC、SSWの十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

（回答）

教員の長時間労働の是正については、校務支援システムの導入、部活動の休養日や夏休み中の学校閉庁日の設定、留守番電話の導入など、教員の負担軽減に取り組んでおり、在校等時間の上限の遵守に努めてまいります。

なお、本町においては、スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を全学校に配置しています。

<新規>

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について

子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

（回答）

更衣室については、余裕教室を活用し運用しています。

また、多目的トイレについては、令和8年度の義務教育学校開校に向けた改修工事の中で検討しています。

<継続>

(3) 奨学金制度の改善について（★）

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求めること。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに町独自の返済支援制度を検討すること。

加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

（回答）

日本学生支援機構奨学金の給付型奨学金制度が拡充されるよう、大阪府と連携し国に対し要望してまいります。町単独事業としての奨学金返済支援制度の創設については、本町の厳しい財政状況下では困難です。また、返済が困難な方については返済計画を立て返済猶予措置等も講じています。

<継続>

(4) 労働教育のカリキュラム化について（★）

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労

働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

(回答)

将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められており、この視点に立って日々の教育活動を展開していく「キャリア教育」の実践を行っています。小学校では地域の職場見学等を行い、中学校では職場体験を実施しています。また、それぞれの職についている方をゲストティーチャーとして招き、その仕事内容や働くことの意義などを学んでいます。

<補強>

(5) 幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられたことにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

(回答)

本町には高等学校や大学はなく、保育所・幼稚園・こども園と小・中学校がありますが、消費者教育については学習指導要領に記載されていることから、該当学年で学習機会を設けています。

<継続>

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向け SNS やインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のため大阪府と連携し周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

(回答)

条例の趣旨をふまえ、住民への啓発活動やその他対応を検討してまいります。

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセキュリティーネットの構築をめざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

(回答)

行政におけるデジタル化については、住民の利便性向上や業務の効率化のために積極的に取り組んでまいります。

また併せてデジタルデバイド対策も実施することで、情報格差が生まれにくいよう対処してまいります。

<継続>

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について

公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による町民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。

加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。

(回答)

本町では、マイナンバーカードの休日受け取りを実施するなど、これまで普及促進に取り組んでまいりました。引き続き、個人情報保護体制を強化しながら取り組んでまいります。

<新規>

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて【市町村用に加筆】

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

(回答)

期日前投票については、利用される有権者が増加の傾向にあることから、現在の設定を維持してまいります。また、投票所につきましては、新興住宅地においては地区ごとに投票所を設けていること、町内に大規模な商業施設がないことや投票所を設置できるような駅がないことから、現在の投票所数を維持してまいります。

また、投票参加の拡大の観点から投票方法においては引き続き検討してまいります。合わせて、若者たちが自らの判断で選挙に参加する意識を養うべく方策を教育部門と連携を図りながら検討してまいります。

<継続>

(10) SDGs の推進について

大阪府においては「大阪SDGs行動憲章」の制定や「私のSDGs宣言プロジェクト」などが行われてが、市(町)においても、多くの町民の参加にむけた働きかけを強めること。また、SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて取り組むこと。

(回答)

「誰一人取り残されることのない」社会の実現をめざすとともに、これまで以上に幅広く行政・関係機関・NPOなどと積極的な連携を図るなど、達成に向けた取り組みを検討してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、町民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進めること。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品(すもも)の有効活用策も検討すること。

(回答)

食品廃棄物(食品ロス)の削減については、「第2次豊能町ごみ処理基本計画」において減量と資源化目標を達成するための施策の一つに「適量購入の促進(食品ロスの削減)」として掲げています。「適量購入の促進を図ることにより、食品ロスの削減につなげよう」ということで、住民に食料品などの適量購入を呼びかけて、賞味期限切れで捨てられる食料品などの発生を抑制していきたいと考えています。

食品廃棄物削減啓発活動は、町ホームページ等で「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」や「3010 運動」などの施策も周知してまいります。

また、本町を含む北摂地域の自治体（7市3町）では、北摂地域に店舗のある11事業者と令和5年12月1日付「北摂地域における食品ロスの削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する協定」を締結し、循環型社会の形成に取り組んでいます。

<継続>

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(回答)

豊能町社会福祉協議会が実施するフードドライブに協力し、役場内に食品回収場所を設置するなど、社会福祉協議会と連携し、食支援を行います。

<継続>

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

消費者庁や大阪府消費生活センター等関係機関との情報共有を図りながら、引き続き、消費者に倫理的な行動を促すための消費者教育や啓発に取り組んでまいります。

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

特殊詐欺事案やその対策などの防犯情報については、警察署等からの情報入手後に登録制メールでの注意喚起や、情報量等を踏まえ町広報紙や町ホームページ等への掲載などを行い、住民への周知に努めてまいります。

<継続>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、町民・事業者への周知を行うこと。また、町においては、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定すること。

（回答）

地球規模での気候変動や異常気象に伴う災害の発生に鑑み、脱炭素化・地球温暖化対策の推進は急務であり、大阪府と連携して周知に努めてまいります。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定は、本町におきましては努力義務とされているところですが、住民・事業者と連携して区域全体で温室効果ガス削減を図るため、策定に向けた検討を進めてまいります。

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図る。

（回答）

地域新電力会社「(株) 能勢・豊能まちづくり」と連携し、地域内での再生可能エネルギー開発を進めるとともに、公共施設への再生可能エネルギーの積極的導入をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進と地産地消を推進してまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の

導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(回答)

駅のエレベーターやエスカレーターの維持管理・更新費用に対する財政支援措置については、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。

<継続>

(2) 安全対策の向上に向けて

高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

(回答)

鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長などについては、必要に応じて国・大阪府への働きかけを行ってまいります。

また、交通弱者を含めた利用者の安全確保に向けて、交通事業者を含めた関係機関との連携・協力のあり方について検討してまいります。

<継続>

(3) 自転車等の交通マナーの向上について 【市町村用に加筆】

自転車や新たなモビリティ（電動キックボード等）の運転者マナーの問題が指摘されており、事故防止のための自転車専用レーンの整備を行うとともに、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。

(回答)

自転車運転者への法令遵守やマナー向上等について、関係機関と連携・協力し周知できるよう努めてまいります。

また、自転車用ヘルメット購入費の補助についても、自転車用ヘルメット着用の促進と安全で安心な暮らしに資することを目的に、次年度より補助金を交付できるよう努めてまいります。

<継続>

(4) 子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置を危険箇所から優先して行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)

(回答)

本町では、今後も通学路等における歩道等の歩行空間の整備や交通安全教育活動等の推進を図ってまいります。

具体的には、通学路等における歩道等の歩行空間の整備として、学校や地元自治会などからの要望を受け、本町、所轄警察署など関係機関が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を順次実施することにより、安全な歩行空間の確保に努めてまいります。

また、就学前教育・保育施設が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、関係機関と連携をはかりながら、まずはキッズゾーンの必要性について調査を行い、各施設からの回答を踏まえたうえで関係機関と協議を重ね、設定を検討、促進に努めてまいります。

さらに、キッズゾーン設定の目的は、自動車の運転手等に対する注意喚起や意識啓発を行うものであることから、今後も関係機関と協力して啓発活動を行うなど、交通安全に努めてまいります。

<継続>

(5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、町民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の町民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、豊能町域内の運用状況(登録)について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

*養成研修実施機関(関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ)

(回答)

住民の防災意識の向上を図るため、これまで防災情報の町ホームページや広報紙への掲載のほか、防災マップの全戸配布、防災出前講座の実施、地区防災訓練の支援などを実施

しています。防災情報の伝達手段としては、防災行政無線、町ホームページ、登録制メール、おおさか防災ネット等を通じ周知を図ってまいります。

また、自治会、自主防災組織とともに感染症対策に対応した避難所開設運営訓練を継続的に実施し、町の避難所運営マニュアルを随時更新してまいります。

さらに、避難行動要支援者の名簿を活用した適切な避難行動に繋がるよう更なる体制整備を進めてまいります。地域防災計画について、感染症の対応を含めたものに今後改訂してまいります。

<継続>

(6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

(回答)

災害時における人員体制については、部署ごとに対応業務を決めていますが、人員が不足する場合などには、臨機応変に全庁的に対応できるよう努めるとともに、近隣自治体とは、災害時相互応援協定に基づき連携を図ってまいります。

また、町内の企業・住民への啓発も関係機関と連携し様々な啓発に努めてまいります。

(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

<継続>

① 災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。

災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

(回答)

頻発する集中豪雨による被害など、近年想定以上の災害が発生しているが、平時から危険箇所などの点検をより一層努めてまいります。

また、土砂災害防止策として、土砂災害警戒危険区域を反映した防災マップを作成・周知し、危険箇所の情報提供、住民の危機意識の高揚に努めてまいります。

他にも、地域防災力の向上を目指して、各地区にて自主防災組織の組織化の推進、組織化した防災組織を対象に資器材の助成、地区防災訓練の支援、防災出前講座等を実施しています。

<継続>

②防災意識向上について

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、町民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

(回答)

災害発生が予測されるような時には、安全確保の観点から事業活動の休止等については、その都度、町ホームページや登録制メール等で周知しています。

また、平時の周知に加え、災害発生時の避難所開設の際、避難所での感染症対策の状況を周知するとともに、避難者自身が必要な対策を実施のうえ避難するよう周知に努めてまいります。

<継続>

(8) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み 【*鉄道未設置の自治体は下線不要】

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を行うこと。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

(回答)

自然災害における鉄道被災は、一義的には事業者の責任により復旧すべきものだと考えています。しかしながら、本町の鉄道は住民が都市部へ移動するための貴重なライフラインであり、早期復旧の重要性は十分認識していることから、国や沿線の関係市町、事業者、地権者などの関係主体との連携に努めてまいります。

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について【市町村用に加筆】

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状

況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

（回答）

暴力行為の防止を含めた防犯に関する広報・啓発活動に努めてまいります。

また、費用補助等の支援措置については、現在の本町の財政事情等を勘案しますと困難であると考えます。

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

（回答）

交通弱者の移動手段として、在宅高齢者等外出支援事業を実施しており、通院、買い物、公共施設への移動を支援しています。

また、地域公共交通の課題解決のため、令和5年10月から令和6年2月にかけて、AIオンデマンドバスの実証実験を実施しています。

なお、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等については、現在の本町の財政状況等を勘案しますと困難であると考えます。

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて【市町村用に加筆】

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。

また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

（回答）

本町の水道事業は、平成31年4月1日に大阪広域水道企業団へ引き継がれていることから、今後も水道施設の適切な維持管理と、老朽施設の順次更新、耐震診断に基づく耐震性の強化などについて、同企業団との連携を強化することで安定した上水の供給に継続して取り組んでまいります。